

桶川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(平成18年1月19日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）を支給することにより、円滑で平等な義務教育の実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給対象者は、市内に住所を有し、かつ、市が設置する小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）に在学する児童生徒の保護者又は小・中学校に入学する前年度の2月1日において市内に住所を有し、かつ、小・中学校に入学することを教育委員会が承諾した未就学児及び児童の保護者で次のいずれかに該当するものとする。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者については、現に市内に居住していることを確認できた場合には、市内に住所を有するものとみなす。

- (1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、学校給食費及びオンライン学習通信費の支給については、同法第13条の規定による教育扶助、新入学児童生徒学用品費については、同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。）
- (2) 準要保護者 前号の要保護者に準ずる程度に困窮している者で桶川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が次のいずれかに該当すると認めたもの

ア 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止（世帯状況の変更による廃止を除く。）
- (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税
- (ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免
- (エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金保険料の減免
- (キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- (ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ) 生活福祉資金の貸付け

イ 児童生徒と生計を同じくする世帯全員の前年所得の合計が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に準拠し、算定した金額の1.3倍以下の者

ウ その他教育委員会が特に必要と認める者

2 児童生徒が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項に規定する区域外就学の場合については、関係市町村教育委員会と協議し、その結果をもって就学援助の対象とする。

（申請）

第3条 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、就学援助費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に教育委員会が必要と認める書類を添えて、児童生徒の在学する学校長（以下「学校長」という。）又は教育委員会に毎年度提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の規定に基づき保護者から申請書が提出されたときは、準要保護児童生徒に係る世帯票（様式第2号。以下「世帯票」という。）を作成するものとする。
- 3 学校長は、世帯票に学校長の所見を記入し、申請書とともに教育委員会へ提出しなければならない。
- 4 翌年度小学校に入学することを教育委員会が承諾した未就学児の保護者で新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとするものは、教育委員会が指定する日までに就学援助費（新入学児童生徒学用品費）入学前支給申請書（様式第3号）に教育委員会が必要と認める書類を添えて、入学予定の学校長又は教育委員会に提出しなければならない。
- 5 学校長は、前項の規定に基づき保護者から申請書が提出されたときは、これを教育委員会に提出しなければならない。

（準要保護者の認定等）

第4条 教育委員会は、前条の規定に基づき申請書等が提出されたときは、学校長及び学級担任の意見をもとに、その内容を審査の上、就学援助の認否の決定をするものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による決定に当たり必要があると認めるときは、民生委員に意見（民生委員所見の記入）を求めることができるものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の結果を学校長及び申請者（学校長経由）に通知するものとする。この場合において、教育委員会は、申請者が居住する地区の民生委員にも同項の結果を通知することができるものとする。
- 4 認定日は、原則として申請日（申請日が月の25日以降のときは、翌月1日）とする。ただし、所得証明書等の添付書類を長期にわたり未提出の場合は、教育委員会が添付書類を全て受理した日を認定日とする。

(支給対象経費)

第5条 支給対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 学用品費 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む）の購入に係る経費
- (2) 通学用品費 小・中学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品の購入に係る経費
- (3) 校外活動費 宿泊、日帰りいずれも1年度各1回で、児童生徒が学校行事としての校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学料
- (4) 修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費。ただし、1人につき1回の支給とする。
- (5) 体育実技用具費 中学校に在学する生徒で、体育の授業の実施に必要な柔道着の購入費。ただし、1人につき1回の支給とする。
- (6) 新入学児童生徒学用品費 小・中学校に入学する児童生徒（4月認定者）が通常必要とする学用品費及び通学用品の購入費。ただし、この要綱の規定又はこの要綱に相当する制度により当該児童生徒について前年度に新入学児童生徒学用品費の支給を受けた者を除く。
- (7) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費
- (8) 医療費 学校の健康診断や健康相談の結果、学校において治療の指示があった学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要した費用で、診療の際に支払う医療費（保険適用分）
- (9) オンライン学習通信費 ICTを通じた教育が、学校長もしくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合の家庭におけるオ

ンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入またはレンタルに係る費用を含む。）

（支給額）

第6条 前条各号に掲げる支給対象経費に係る支給額は、教育委員会が予算の範囲内で定めるものとする。

（支給の方法）

第7条 就学援助費支給に係る事務及び現金の受渡しは、次に掲げるとおりとし、学校長を経由して行う。

(1) 就学援助費は、原則として教育委員会が保護者の口座へ振り込むものとする。

(2) 学校給食費については、教育委員会が指定した口座へ振り込むものとする。

(3) 医療費については、医師の請求に基づき教育委員会が当該医師の口座へ振り込むものとする。

2 就学援助費（医療費を除く。）の支給時期については、原則として7月、12月及び3月とする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、教育委員会は学校長が必要があると認めるときは、就学援助費（給食費及び医療費を除く。）を当該学校長の指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

（届出の義務）

第8条 就学援助費の支給を受けた者は、世帯の状況、住所、氏名その他の申請した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を学校長に届け出なければならない。

（支給決定の取消し）

第9条 教育委員会は、支給を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支給対象者に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

(3) 就学援助費の支給の辞退を届け出たとき。

(返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により支給決定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、教育委員会が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月7日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月4日決裁）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

この要綱施行の際、平成29年度以前に入学した小・中学生については、改正後の桶川市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月20日決裁）

1 この要綱は、令和2年8月20日から施行する。

2 この要綱施行の際、改正前の桶川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に定める様式に基づいて交付された用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年10月21日決裁）

この要綱は決裁の日から施行する。

附 則（令和4年5月20日決裁）

この要綱は決裁の日から施行し、改正後の桶川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年1月16日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

(表)
就学援助費支給申請書

宛先 桶川市教育委員会

年 月 日

私は、就学援助を受けたいので必要書類を添えて申請します。

受付

学校 NO

申請者	フリガナ 保護者氏名	年 1 月 1 日現在の住所（現住所と異なる場合は記入してください。）	同じ学校に在籍する兄弟の有無 有 ・ 無	
	フリガナ 児童生徒名		学年	氏 名
	住 所 〒	生年月日 年 月 日（ 歳）	連絡先	
同意欄	<p>この申請に当たり、認定審査に必要があるときは、教育委員会が私の住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当受給台帳等の確認をすることに同意します。</p> <p>就学援助費の支給が決定された場合、教育委員会から受ける就学援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限及び事務処理を学校長及び教育委員会に委任します。また、校長が必要と認めるときは、教育委員会から支給される就学援助費を当該校長が指定する金融機関の口座に振り込むことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 _____</p>			

世帯状況 ・同居している 方全員	氏 名	保護者との続柄	生 年 月 日 (年 1 月 1 日現在の年齢)	勤務先・学校学年
	1		申請者	大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)
	2			大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)
	3			大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)
	4			大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)
	5			大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)
住居の状況 1 持家 2 賃貸（家賃月額 円） 3 その他（ ） 申請理由（詳しく御記入ください。）				

口座振込依頼書 就学援助費の支給が決定された場合は、次の口座に振り込みを依頼します。

金融機関番号	銀行 信用金庫 農協	支店 本店 普通 出張所	口座番号
	支店番号		口座名義人（カタカナ）

(裏)

就学援助補助用紙（多人数世帯用）

受付

学校 NO

世帯状況・同居している方全員	氏名		保護者との続柄	生年月日 (年1月1日現在の年齢)	勤務先・学校学年	
	6				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)	
	7				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)	
	8				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)	
	9				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)	
	10				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)	
11				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)		
12				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)		
13				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)		
14				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)		
15				大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)		

準要保護児童生徒に係る世帯票

児童生徒氏名		保護者氏名		住所		
家庭の状況	氏名	続柄	生年月日	自宅居住の有無	病気の有無	家庭状況の変動
				有・無	有・無	
住宅の形態	(1) 持家 (2) 借家 (3) アパート等					
担任の所見	1学年（担任）		2学年（担任）		3学年（担任）	
	4学年（担任）		5学年（担任）		6学年（担任）	
学校長の所見	(1) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる。 (2) 生活状態が悪く、学校集金が滞りがちである。 (3) 生活状態が悪いため、学用品、被服等が購入できない。 (4) 経済的理由による欠席が多い。 (5) その他（具体的に）					

上記の者を 新規に・継続で 就学援助を必要とする児童生徒として報告します。
 年 月 日

桶川市立 学校長 印

1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
印	印	印	印	印	印

民生委員所見	1学年（民生委員氏名）	2学年（民生委員氏名）	3学年（民生委員氏名）
	4学年（民生委員氏名）	5学年（民生委員氏名）	6学年（民生委員氏名）

認定学年	1学年	2学年	3学年
認定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
教育委員会 印	印	印	印
認定学年	4学年	5学年	6学年
認定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
教育委員会 印	印	印	印

就学援助費（新入学児童生徒学用品費）入学前支給申請書

宛先 桶川市教育委員会

年 月 日

私は、就学援助費（新入学児童生徒学用品費）を受けたいので必要書類を添えて申請します。

受付 学校 NO

申 請 者	フリガナ 保護者氏名	年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合は記入してください。）	桶川市立学校に在籍する兄弟 有・無 学校名 小・中 学校 年 児童生徒氏名
	フリガナ 新小学1年児童名		生年月日 年 月 日（ 歳）
	住 所 〒		連絡先
同 意 欄	<p>この申請に当たり、認定審査に必要があるときは、教育委員会が私の住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当受給台帳等の確認をすることに同意します。</p> <p>就学援助費（新入学児童生徒学用品費）の支給を受けた後に市外へ転出した場合は、教育委員会から当該就学援助費の支給を受けていることについて、転出先教育委員会へ情報提供することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 ㊟</p>		

世 帯 状 況 <small>同居している方全員</small>		氏 名	保護者との続柄	生 年 月 日	勤務先・学校学年
	1		申請者	年 月 日 (歳)	
	2			年 月 日 (歳)	
	3			年 月 日 (歳)	
	4			年 月 日 (歳)	
	5			年 月 日 (歳)	

住居の状況 1 持家 2 賃貸(家賃月額 円) 3 その他()

申請理由（詳しく御記入ください。）

口座振込依頼書 就学援助費の支給が決定された場合は、次の口座に振り込みを依頼します。

金融機関番号	銀行 信用金庫 農協	支店番号	支店 本店 普通 出張所	口座番号
				口座名義人（カタカナ）